

一般質問

この欄は質問者が提出した
原稿を掲載しています。



浦沢 昌徳 議員

在宅医療への 対応について

問 医療保険制度は、介護保険や後期高齢者医療制度に見られるように支払い側は広域化の方向にある。一方医療や介護の現場は在宅へと向かっている。今後の在宅医療対応体勢をどのように考えているか。

保健福祉課長 現在の医療体制は木曾病院を核として

開業医や2診療所により確保されている。診療所では往診・訪問看護がおこなわれており、今後も現在の体勢を確保していきたい。

問 医療費削減の目的で在宅化が進めば住民の不安も広がる事が懸念される。不安を払拭することも行政の役割と考える。

住民の安心のためのシステムづくりが必要ではないか。

保健福祉課長 保健福祉課の保健師・栄養士を中心として個人の健康管理をしている。また地域においては保健補導員が中心となり対応している。

問 今後在宅医療が進んでいく中で、より安心できる、住民本位のシステムを構築していくって欲しい。

医療を考えた場合、個人個人によって指導方法が違いう。個人の検診や病歴を予防に活かすための情報の一元化を考えてはどうか。

保健福祉課長 個人指導に

ついては医療制度改革により、来年4月から特定検診により保健師・栄養士が生活習慣病予防の指導をおこなうことになる。

問 生活習慣病の予防には、目標値の設定も義務づけられる方向と考える。それらの結果を予防医療に活かしていくシステムづくりが必要ではないか。

保健福祉課長 現在は保健師・栄養士等が来年度の制度改正に対応すべく研修中で、システムづくりの段階ではない。



上田とめ子 議員

後期高齢者 医療制度について

問 この制度の対象者は75

歳以上と65歳以上の障害のある方である。現行制度との大きな違いは、保険料を年金から天引きすることと75歳以上の全ての方が、保険料を支払うことである。

問 年金額が月額1万5千円以上の方は、介護保険料と合わせて天引きとなるが、この制度についての見解は。

住民環境課長 広域連合との連携をしながら、安定した制度運用にしたい。

問 この制度の対象者は人口の18%にもなる。内容を当事者に理解していただくため、どのように徹底するか。

住民環境課長 広域では、メディアの周知も考えている。老人クラブなどの団体への広報依頼もしたい。

問 65歳〜74歳までの前期高齢者は、国保税が年金から天引きとなる。滞納により遅れて分納払いをしている方はどうなるか。

税務課長 現年課税分は天

引きとなるが、過年分は今まで通りの形をとりたい。

問 生活困窮者は生活保護が受けられるか。受けられない方への救済策はあるか。

保健福祉課長 ボーダーライン上の方は多く、生活保護の対象者も増える予想する。救済策はないが訪問活動は大事であり、民生委員とも協力したい。

問 制度改正で、滞納者に対し保険証の取り上げが可能となった。どう対応するか。

税務課長 資格証明書の発行はせず短期保険証で対応したい。

問 年金保険料を滞納すると国保証を取り上げ、短期保険証を発行できるようになった。国の方針どおり4月から実施するか。

住民環境課長 国の努力規定については、運用しない方向である。

問 国は保険で受けられる医療の制限をし、高齢者を